

年 月 日

住宅確保要配慮者申告書及び個人情報の同意書兼申請書

アーク株式会社 御中

(保証委託者)

氏名 (自署)

現住所 (自署)

私(「保証委託者」をいいます。以下同じです。)は、貴社(保証事業者)に対し保証を依頼するに当たり、住宅確保要配慮者であること、及び入居する住宅が以下の記載のとおりであることを申告します。

また、貴社(保証事業者)が本保証に独立行政法人住宅金融支援機構(以下「機構」といいます。)の家賃債務保証保険を付保する場合には、右記1及び2のとおり私の個人情報の利用等について理解し、確認の上同意しました。

尚、その際私は、虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により保証を受けた場合は、右記3のとおり機構に対して違約金を支払うことについて同意しました。

入居する住宅 ※いずれかの□にチェックを入れること 認定住宅の場合は、さらにいずれで確認が可能かチェックを入れること		☐ 1 登録住宅 住宅 ID の番号 _____(※1) ☐ 2 認定住宅 □住宅 ID の番号 _____(※2) □住宅セーフティネット法第 43 条第 1 項に基づく認定通知書等の公的書類 (写) ☐ 3 登録住宅及び認定住宅以外の住宅
保証を受ける方 (保証委託者)	住宅確保に配慮を要する理由(※3) (該当する数字に○)	1. 高齢者 (年齢 _____ 歳) 2. 子育て世帯 子供の年齢(全員分) _____ 歳 一人親である (はい ・ いいえ) 3. 生活困窮者 4. 低額所得者世帯 年間の世帯所得※ _____ 万円 生活保護を受給している (はい ・ いいえ) ※収入から各種控除額を差引後の世帯全員の所得金額の合計額を記載 5. 障がい者 障がいの種類 (身体 ・ 知的 ・ 精神 ・ その他) 6. 被災者 被災災害名 _____ 災害発生日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 7. 外国人 (国籍 _____) 8. その他 (_____)
	職 種 (主な職種1つに○)	1. 会社役員 2. 会社員 3. 公務員 4. 教職員 5. 個人経営 6. 農漁業 7. 貸家業 8. 短期社員 9. 派遣社員 10. パート/アルバイト 11. 年金受給者 12. 生活保護受給者 13. 無職 14. その他 (_____)
	業 種 (主な業種1つに○)	1. 農林漁業 2. 鉱業 3. 建設業 4. 製造業 5. 電気・ガス 6. 運輸業 7. 情報通信業 8. 卸売・小売業 9. 飲食店 10. 金融業 11. 保険業 12. 不動産業 13. サービス業 14. 公務 15. その他 (_____)

- (※1) セーフティネット住宅 情報提供システム <https://www.safetynet-jutaku.jp.mlit.go.jp>)でご確認いただけます。
- (※2) 居住サポート住宅 情報提供システム(事務手続書第3章 3.1.1 の 2 参照)でご確認いただけます。
- 公示項目のうち「居住サポート住宅の詳細位置」「居住サポート住宅の規模・構造・設備」「入居を受け入れることとする要配慮者の範囲」が公開されていない場合は、住宅セーフティネット法第 43 条第1項に基づく認定通知書等の公的書類(写)を添付していただく必要があります。
- (※3) 入居する登録住宅又は認定住宅において入居を拒まないとしている住宅確保要配慮者の範囲が定められている場合は、保証を受ける方がその範囲に含まれていることが必要となります。

記

- 1 個人情報の利用目的
- 保証事業者が保証委託契約における個人情報の利用目的に加え、機構の家賃債務保証保険の付保のために利用することに同意します。
- 2 第三者への個人情報の提供
- 下表に掲げる第三者に提供することに同意します。

個人情報を提供する 第三者名	提供先の 利用目的	提供する個人情報	提供する期間
独立行政法人 住宅金融支援機構	・家賃債務保証保険 の保険引受等に係る 事務 ・住宅ローンや住宅 関連の情報提供の ため ・市場調査や分析・ 統計の実施のため ・アンケートの実施等 による機構に関連す る商品やサービスの 研究・開発のため	属性(氏名、生年月日、住所、 職業、収入、要配慮者属性 等)、保証委託契約情報(家賃 等)、住宅情報(登録住宅番号、 認定住宅番号、所在地等)、滞 納情報(家賃の滞納状況、滞納 月数等)	保証委託の申込日 から、家賃債務保証 保険契約の終了日 又は求償債権の完 済日まで

- 3 不適正な方法により保証を受けた場合における違約金の支払い(機構への同意事項)

私は、保証事業者に保証を依頼するに当たり、虚偽の事実を報告する等の不適正な方法により本保証を受けた場合で、機構から請求を受けたときは、本保証の開始日における家賃月額 の1 か月分を違約金として、保証事業者 に支払う保証料とは別に直ちに機構に対して支払います。